



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 6 月 8 日火曜日 第1564号

◇ 目 次 ◇

不健全な図書類等の指定.....	595
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	596
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	597
救急病院の協力申出.....	598
指定居宅支援事業者の指定（9件）.....	598
土地改良区役員の就任の届出（3件）.....	600
土地改良区役員の退任の届出.....	600
土地改良区役員の就退任の届出（36件）.....	601
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	613
市営土地改良事業の計画の変更等の同意（3件）.....	613

公有水面埋立工事のしゅん功認可（3件）.....	614
道路の区域変更（県道東川上黒岩線）.....	616
道路の供用開始（県道吉田宇和島線）.....	616

公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施.....	617
愛媛県電子入札システム構築委託業務.....	618

公営企業公告

医療機械の購入.....	619
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1223号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成16年 6 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑 誌	16 001	プチドール VOL. 1	7 月号増刊	(株) 一 水 社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16 002	め・き・ら ザ セレクション	V o l . 5	(株) 英 和 出 版 社	
"	16 003	ニャン ² 倶楽部 マニアックス VOL. 14	6 月号増刊	(株) コ ア マ ガ ジ ン	
"	16 004	淫辱 DICK - DIPER	7 月号増刊	(有) 光 彩 書 房	
"	16 005	ウチくる!? Vol. 1	6 月号増刊	(有) 光 彩 書 房	
"	16 006	千人斬り	V O L . 025	(株) 東 京 三 世 社	
"	16 007	チョ～マッハ!!	6 月号増刊	(株) 東 京 三 世 社	
"	16 008	メルフレ エンカウンター VOL. 03	6 月号増刊	(株) 東 京 三 世 社	
"	16 009	おねだり姫	V O L . 1	富 士 美 出 版 (株)	
"	16 010	濡れごろガールズ	V O L . 1	マイウエイ出版(株)	
"	16 011	つゆだくパツクリ娘 VOL. 01	6 月号増刊	(株) マ ッ ク ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン	
"	16 012	熟女ものがたり Vol. 10	7 月 号	(株) 茜 新 社	
"	16 013	人妻の本当にあった淫らな話 Vol. 13	7 月 号	(株) 一 水 社	

"	16 014	コミック メガストア	7 月 号	(株) コ ア マ ガ ジ ン
"	16 015	コミック ダントツ! 創刊号	6 月 号	(有) 光 彩 書 房
ビデオ テープ	16 016	Ⓢアルバム 素人18歳	U A - 03	(有)ファーストビジョン
"	16 017	芸能人爆似情報!! 女子高生『優香』編	G B - 5	ファンムービー企画
"	16 018	極上ハメ撮り娘禁髪映像1 セクシャルEカップ・リサ19才	C N P - 001	A n g l e
"	16 019	事件日報 夜這い出没 3	G N - 03	事 件 日 報 社
"	16 020	超美人新妻 ヤングミセス 4	C B - 04	エ ン ジ ェ ル
"	16 021	みだれまくる人妻の実態 vol.3	H Z - 003	リ ア リ テ ィ
D V D	16 022	カリスマアイドル 四十八手	12 I D - 029	(株)トータル・メディア・エージェンシー
"	16 023	もしも早坂ひとみが僕の彼女だったら...	M I L D - 149	(株)ケイ・エム・プロデュース

○愛媛県告示第1224号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び砥部町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

医療法人誠志会
伊予郡砥部町麻生40番地1
理事長 山本美佐子

2 事業場の名称及び所在地

砥部病院
伊予郡砥部町麻生40番地1、41番地1、48番地

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第72号 し尿処理施設	
特定施設の能力	1日当たり83.0立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後7ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.5~7.8
	最大	5.8~8.6

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 8 最大 10
	浮遊物質 量（単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 4 最大 5
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8 最大 10
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 0.8 最大 1
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 66.4 最大 83.0

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 新設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後7ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理+生物処理
処理施設の型式	合併処理浄化槽
処理施設の構造	強化プラスチック製
処理施設の主要寸法	縦 16.02メートル 横 6.25メートル 高さ 3.39メートル
処理施設の能力	1日当たり83.0立方メートル処理
汚水等の処理の方式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式

処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.8 最大 5.8~8.6	通常 6.5~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150	通常 8 最大 10
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	通常 4 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 5	通常 0.8 最大 1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 66.4 最大 83.0	通常 66.4 最大 83.0	

(2) 既設

設置年月日	昭和63年4月1日		
処理施設の種別	生物処理		
処理施設の型式	合併処理浄化槽		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 33.9メートル 横 5.10メートル 高さ 6.50メートル		
処理施設の能力	1日当たり190.0立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	回遊式間歇ばっ気方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 6~8	通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 120 最大 150	通常 25 最大 35

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	通常 10 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 10 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10	通常 3 最大 5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 160 最大 190	通常 160 最大 190	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 27
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 22
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9.4 最大 13
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.8
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 226.4 最大 273.0

備考 他に雨水排水口が1つある

○愛媛県告示第1225号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び砥部町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

医療法人誠志会
伊予郡砥部町麻生40番地1
理事長 山本美佐子

2 事業場の名称及び所在地

砥部病院
伊予郡砥部町麻生40番地1、41番地1、48番地

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第

1第72号 し尿処理施設

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法及び排水口の位置

5 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設分

変更なし

(2) 新設分

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着工後7ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理+生物処理		
処理施設の型式	合併処理浄化槽		
処理施設の構造	強化プラスチック製		
処理施設の主要寸法	縦16.02メートル 横6.25メートル 高さ3.39メートル		
処理施設の能力	1日当たり83.0立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5~7.8 最大 5.8~8.6	通常 6.5~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 150	通常 8 最大 10
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 300	通常 4 最大 5
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50	通常 8 最大 10

りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	4	通常	0.8
	最大	5	最大	1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	66.4	通常	66.4
	最大	83.0	最大	83.0

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	変 更 前	変 更 後	
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6 最大 8	通常 6~8 最大 5.8~8.6	
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 35	通常 20 最大 27	
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 30	通常 8 最大 22	
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	通常 9.4 最大 13	
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 5	通常 2.4 最大 3.8	
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	160.0	通常
最大		190.0	最大	273.0

○愛媛県告示第1226号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
長谷川病院	四国中央市金生町下分1249番地の1	医療法人明生会	平成19年5月31日まで

○愛媛県告示第1227号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年月日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300125115	有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目8-35	井出純司	児童居宅介護	おかげさん	今治市東村五丁目8-35	平成16年5月28日

○愛媛県告示第1228号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100136114	有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目8 -35	井出純司	身体障害者居 宅介護	おかげさん	今治市東村五丁目8 -35	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1229号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200157119	有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目8 -35	井出純司	知的障害者居 宅介護	おかげさん	今治市東村五丁目8 -35	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1230号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300127111	有限会社さくら	温泉郡川内町北方32 05番地1	櫻田直也	児童居宅介護	ヘルパーステーショ ンさくら	温泉郡川内町北方32 05番地1	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1231号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100138110	有限会社さくら	温泉郡川内町北方32 05番地1	櫻田直也	身体障害者居 宅介護	ヘルパーステーショ ンさくら	温泉郡川内町北方32 05番地1	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1232号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200159115	有限会社さくら	温泉郡川内町北方32 05番地1	櫻田直也	知的障害者居 宅介護	ヘルパーステーショ ンさくら	温泉郡川内町北方32 05番地1	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1233号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300126113	株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	折 口 雅 博	児童居宅介護	株式会社コムスン ほないケアセンター	西宇和郡保内町宮内 1番耕地276番地1	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1234号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100137112	株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	折 口 雅 博	身体障害者居 宅介護	株式会社コムスン ほないケアセンター	西宇和郡保内町宮内 1番耕地276番地1	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1235号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200158117	株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居 宅介護	株式会社コムスン ほないケアセンター	西宇和郡保内町宮内 1番耕地276番地1	平成16年 5月28日

○愛媛県告示第1236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。
平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	林 正 治	新居浜市中村1丁目1-28

○愛媛県告示第1237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。
平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 田 公 道	東予市河原津甲505番地の3
"	武 田 泰 志	東予市楠河甲1417番地の3

○愛媛県告示第1238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。
平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	濱 本 義 一	伊予市森236番地

○愛媛県告示第1239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市水尾町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。
平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	吉 岡 光 義	松山市水尾町641

○愛媛県告示第1240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 金一郎	周桑郡丹原町大字志川甲1027番地
"	茅 原 安 夫	周桑郡小松町大字安井甲488番地 1
"	谷 口 隆 市	周桑郡小松町大字南川甲157番地第1
"	高 橋 貞 雄	西条市氷見乙1480番地
"	今 井 毅	東予市玉之江329番地
"	越 智 保 身	東予市吉田623番地
"	越 智 勝 茂	東予市国安744番地
"	黒 河 稔 夫	東予市北条1332番地の 1
"	秋 川 好 弘	東予市喜多台100番地
"	越 智 市 郎	東予市安用甲745番地の 1
"	渡 部 桂	周桑郡丹原町大字池田1500番地の 4
"	黒 河 竹 志	周桑郡丹原町大字徳能434番地の 1
"	桐 野 章	周桑郡丹原町大字長野1092番地第 2
"	永 井 富 夫	周桑郡丹原町大字長野1664番地
"	工 藤 純	西条市坂元甲409番地
"	相 原 勉	東予市旦之上甲212番地の 2
"	伊 藤 宏太郎	西条市大町244番地の 4
"	青 野 勝	東予市楠甲453番地の 9
"	塩 出 皓 治	周桑郡小松町大字新屋敷甲2205番地
"	渡 部 高 尚	周桑郡丹原町大字徳能甲600番地 2
監 事	神 野 忠 治	周桑郡小松町大字大頭甲458番地
"	廣 田 延 男	東予市石田879番地の 1
"	近 藤 勉	周桑郡丹原町大字高知636番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 金一郎	周桑郡丹原町大字志川甲1027番地
"	茅 原 安 夫	周桑郡小松町大字安井甲488番地 1
"	藤 井 清 孝	周桑郡小松町大字新屋敷甲1787番地
"	高 橋 貞 雄	西条市氷見乙1480番地
"	今 井 毅	東予市玉之江329番地
"	二 神 健 訓	東予市周布458番地の 1
"	野 島 一 雄	東予市高田682番地の 1
"	石 原 恒 治	東予市三津屋南14番33
"	森 山 剛	東予市円海寺273番地の 1
"	越 智 市 郎	東予市安用甲745番地の 1
"	渡 部 桂	周桑郡丹原町大字池田1500番地の 4
"	黒 河 竹 志	周桑郡丹原町大字徳能434番地の 1
"	玉 井 實 雄	周桑郡丹原町大字高松甲974番地
"	永 井 富 夫	周桑郡丹原町大字長野1664番地
"	工 藤 純	西条市坂元甲409番地
"	相 原 勉	東予市旦之上甲212番地の 2
"	伊 藤 宏太郎	西条市大町244番地の 4
"	青 野 勝	東予市楠甲453番地の 9

"	塩 出 皓 治	周桑郡小松町大字新屋敷甲2205番地
"	渡 部 高 尚	周桑郡丹原町大字徳能甲600番地 2
監 事	谷 口 旺	周桑郡小松町大字南川甲263番地
"	廣 田 延 男	東予市石田879番地の 1
"	真 木 和 明	周桑郡丹原町大字田野上方645番地 1

○愛媛県告示第1241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町 1 - 6 - 22
"	神 野 恒 男	新居浜市下泉町 2 - 10 - 10
"	高 橋 正 国	新居浜市坂井町 3 - 11 - 35
"	真 鍋 昌 裕	新居浜市下泉町 1 - 1 - 36
"	阿 部 勝	新居浜市岸の上町 1 - 11 - 27
"	高 津 善 記	新居浜市星原町 1 - 7
監 事	相 原 芳 朗	新居浜市坂井町 3 - 11 - 37
"	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町 1 - 4 - 30

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町 1 - 6 - 22
"	神 野 恒 男	新居浜市下泉町 2 - 10 - 10
"	秦 正 夫	新居浜市坂井町 3 - 9 - 22
"	尾 崎 舜 朗	新居浜市坂井町 3 - 1 - 34
"	高 津 忠 逸	新居浜市下泉町 1 - 17 - 44
監 事	秦 孝 利	新居浜市坂井町 3 - 8 - 6
"	野 村 重 信	新居浜市下泉町 1 - 2 - 30

○愛媛県告示第1242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 博 文	新居浜市大永山12
"	曾我部 友 喜	新居浜市萩生2919
"	伊 藤 繁 敏	新居浜市萩生2487 - 4
"	河 上 森 茂	新居浜市萩生2449 - 3
"	福 本 雅 行	新居浜市萩生2820 - 8
"	徳 永 正 美	新居浜市萩生2309
"	高 橋 稔	新居浜市萩生2250 - 2

"	守 谷 稔	新居浜市萩生964 - 2
"	福 本 頼 幸	新居浜市萩生2505
監 事	西 原 實	新居浜市萩生2411 - 16
"	野 田 厚	新居浜市萩生2513

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 行 好	新居浜市大永山10
"	伊 藤 正 一	新居浜市萩生2931 - 1
"	西 原 忠 次	新居浜市萩生2428 - 1
"	西 原 孝 明	新居浜市萩生2447 - 2
"	野 田 厚	新居浜市萩生2513
"	伊 藤 直	新居浜市萩生2618 - 2
"	高 橋 照 雄	新居浜市萩生2246
"	守 谷 秋 義	新居浜市萩生863
"	福 本 頼 幸	新居浜市萩生2505
監 事	伊 藤 博 文	新居浜市萩生2452
"	西 原 實	新居浜市萩生2411 - 16

○愛媛県告示第1243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 一 人	新居浜市北内町1丁目11 - 27
"	原 重 久	新居浜市中西町3 - 31
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13 - 16
"	久 保 慶 朝	新居浜市星原町4 - 17
"	神 野 眺 一	新居浜市本郷2丁目6 - 8
"	土 岐 清	新居浜市横水町13 - 17
"	矢 野 秋 好	新居浜市宮西町1 - 29
"	坂 本 茂 久	新居浜市滝の宮町4 - 13
"	白 石 榮 一	新居浜市港町11 - 35
"	尾 崎 信 男	新居浜市港町1 - 19
監 事	山 内 孝 之	新居浜市久保田町3丁目3 - 16
"	古 川 良 樹	新居浜市瀬戸町12 - 2
"	秦 勝 美	新居浜市北内町1丁目18 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 一 人	新居浜市北内町1丁目11 - 27
"	原 重 久	新居浜市中西町3 - 31
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13 - 16
"	久 保 慶 朝	新居浜市星原町4 - 17
"	神 野 眺 一	新居浜市本郷2丁目6 - 8
"	土 岐 清	新居浜市横水町13 - 17
"	矢 野 秋 好	新居浜市宮西町1 - 29

"	坂 本 茂 久	新居浜市滝の宮町4 - 13
"	白 石 榮 一	新居浜市港町11 - 35
"	尾 崎 信 男	新居浜市港町1 - 9
監 事	高 橋 恒 雄	新居浜市外山町9 - 41
"	源 代 富 一	新居浜市中須賀町1丁目4 - 21
"	津 乘 運 弘	新居浜市土橋2丁目5 - 33

○愛媛県告示第1244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 進	新居浜市郷4 - 6 - 6
"	渡 辺 正 夫	新居浜市郷4 - 10 - 37
"	相 坂 広 秋	新居浜市郷3 - 13 - 44
"	山 本 貞 雄	新居浜市神郷2 - 5 - 14
"	小 野 久 男	新居浜市落神町5 - 10
"	近 藤 國 廣	新居浜市宇高町1 - 16 - 16
"	高 橋 勇	新居浜市宇高町2 - 5 - 33
"	岡 田 雅 夫	新居浜市宇高町2 - 9 - 33
"	長 尾 重 宏	新居浜市宇高町2 - 12 - 13
"	岩 崎 靖	新居浜市田の上2 - 11 - 42
"	岩 崎 俊 逸	新居浜市田の上4 - 9 - 6
"	石 井 俊 一	新居浜市八幡3 - 4 - 13
"	小 野 彪	新居浜市沢津町2 - 7 - 38
"	小 野 厚	新居浜市沢津町2 - 2 - 17
"	横 井 平 和	新居浜市沢津町2 - 9 - 38
"	小 野 和 男	新居浜市沢津町3 - 6 - 18
監 事	柴 田 澄 夫	新居浜市郷4 - 9 - 45
"	永 易 敏 夫	新居浜市高田1 - 6 - 16
"	白 旗 愛 一	新居浜市清水町10 - 23

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 進	新居浜市郷4 - 6 - 6
"	塩 見 政 雄	新居浜市郷3 - 15 - 14
"	神 野 汀	新居浜市郷4 - 11 - 20
"	相 坂 広 秋	新居浜市郷3 - 13 - 44
"	山 本 貞 雄	新居浜市神郷2 - 5 - 14
"	近 藤 國 廣	新居浜市宇高町1 - 16 - 16
"	高 橋 勇	新居浜市宇高町2 - 5 - 33
"	岡 田 雅 夫	新居浜市宇高町2 - 9 - 33
"	長 尾 重 宏	新居浜市宇高町2 - 12 - 13
"	岩 崎 靖	新居浜市田の上2 - 11 - 42
"	岩 崎 俊 逸	新居浜市田の上4 - 9 - 6
"	林 元 正	新居浜市八幡3 - 7 - 40
"	小 野 恵 賀	新居浜市沢津町3 - 1 - 39
"	小 野 博 茂	新居浜市沢津町2 - 1 - 22

"	小野 彪	新居浜市沢津町2-7-38
"	安藤 豊	新居浜市沢津町2-3-19
監事	永易 正男	新居浜市松神子2-3-9
"	筒井 謙一	新居浜市宇高町1-14-28
"	白旗 愛一	新居浜市清水町10-23

○愛媛県告示第1245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	浅木 敬二	西条市船屋甲561番地
"	矢野 善則	西条市船屋甲350番地
"	遊口 実	西条市船屋甲610番地
"	川上 敏数	西条市船屋乙9番地
"	加藤 稔	西条市船屋甲539番地
監事	近藤 好弘	西条市船屋甲642番地
"	川上 弘	西条市船屋甲519番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	浅木 敬二	西条市船屋甲561番地
"	矢野 善則	西条市船屋甲350番地
"	遊口 実	西条市船屋甲610番地
"	川上 敏数	西条市船屋乙9番地
"	加藤 稔	西条市船屋甲539番地
監事	近藤 好弘	西条市船屋甲642番地
"	川上 弘	西条市船屋甲519番地

○愛媛県告示第1246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川之江市上分町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	石村 光也	四国中央市上分町342-6
"	薦田 圭吾	四国中央市上分町659-2
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720
"	高橋 好伸	四国中央市上分町467
"	合田 雅彦	四国中央市上分町532
"	安部 清一	四国中央市上分町150
"	仙波 保	四国中央市上分町558-5
"	片山 虎市	四国中央市妻鳥町2974-2

"	篠永 薫	四国中央市上分町13
"	薦田 庄三郎	四国中央市上分町1298
監事	佐藤 保之	四国中央市上分町1199-1
"	鈴木 直行	四国中央市上分町122-2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	石村 光也	四国中央市上分町342-6
"	薦田 圭吾	四国中央市上分町659-2
"	石川 邦彦	四国中央市上分町720
"	高橋 好伸	四国中央市上分町467
"	久保 猛夫	四国中央市上分町565
"	三好 憲二郎	四国中央市上分町150
"	片山 虎市	四国中央市妻鳥町2974-2
"	篠永 薫	四国中央市上分町13
"	薦田 庄三郎	四国中央市上分町1298
監事	佐藤 保之	四国中央市上分町1199-1
"	鈴木 直行	四国中央市上分町122-2

○愛媛県告示第1247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	榎部 喜久雄	東予市上市甲590番地の1
監事	越智 光明	東予市安用甲291番地の1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	大澤 孝志	東予市安用972番地
監事	近藤 勉	東予市上市729番地

○愛媛県告示第1248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市朝倉村頼田川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	南條 正則	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1158番地

退任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	大 澤 千太郎	越智郡朝倉村大字朝倉北甲610番地4

○愛媛県告示第1249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 耕 作	松山市市坪南2丁目8-7
"	本 田 省 二	松山市市坪南2丁目8-1
"	本 田 孝 志	松山市市坪南2丁目15-29
"	内 山 好 春	松山市市坪南2丁目7-1
"	曾 根 晋	松山市市坪北2丁目13-17
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南2丁目12-1
"	頼 谷 長 弘	松山市市坪南1丁目7-3
監 事	池 田 良 三	松山市市坪南1丁目3-22
"	本 田 博	松山市市坪南1丁目4-7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 耕 作	松山市市坪南2丁目8-7
"	本 田 省 二	松山市市坪南2丁目8-1
"	本 田 孝 志	松山市市坪南2丁目15-29
"	内 山 好 春	松山市市坪南2丁目7-1
"	瀬 谷 久	松山市市坪南1丁目6-15
"	曾 根 晋	松山市市坪北2丁目13-17
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南2丁目12-1
監 事	池 田 良 三	松山市市坪南1丁目3-22
"	本 田 博	松山市市坪南1丁目4-7

○愛媛県告示第1250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浮穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859
"	吉 良 春 美	松山市森松町454-9
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354
"	橘 茂	松山市井門町752
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718

"	阿 部 長 男	松山市井門町22-3
"	相 原 修	松山市森松町696
監 事	今 村 桂	松山市森松町810
"	伊 賀 上 寅 男	松山市井門町864

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859
"	吉 良 春 美	松山市森松町454-9
"	大 原 正 雄	松山市森松町397-1
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354
"	橘 茂	松山市井門町752
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718
"	阿 部 長 男	松山市井門町22-3
監 事	今 村 桂	松山市森松町810
"	伊 賀 上 寅 男	松山市井門町864

○愛媛県告示第1251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市小栗町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 義 隆	松山市小栗7丁目2-31
"	松 本 修 蔵	松山市小栗7丁目1-5
"	友 澤 聡	松山市小栗5丁目3-8
"	友 澤 道 滋	松山市小栗5丁目6-15
"	友 澤 光 則	松山市小栗5丁目10-13
監 事	青 木 照 雄	松山市小栗6丁目5-28
"	竹 嶋 幸 雄	松山市小栗5丁目4-15

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 村 義 隆	松山市小栗7丁目2-31
"	松 本 修 蔵	松山市小栗7丁目1-5
"	友 澤 聡	松山市小栗5丁目3-8
"	友 澤 道 滋	松山市小栗5丁目6-15
"	友 澤 光 則	松山市小栗5丁目10-13
監 事	青 木 照 雄	松山市小栗6丁目5-28
"	竹 嶋 幸 雄	松山市小栗5丁目4-15

○愛媛県告示第1252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 内 政 文	松山市東石井4丁目16-22
"	竹 政 文 夫	松山市東石井5丁目4-5
"	宮 内 清 一	松山市東石井5丁目2-13
"	野 間 寿 雄	松山市東石井4丁目10-7
"	竹 政 省 三	松山市東石井5丁目5-5
"	清 水 潔	松山市東石井6丁目15-2
"	明 知 堂 博	松山市東石井5丁目4-7
"	明 智 安 巳	松山市東石井5丁目9-43
監 事	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10-30
"	宮 内 公 正	松山市東石井4丁目11-20

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 内 政 文	松山市東石井町96-1
"	竹 政 文 夫	松山市東石井町398
"	宮 内 清 一	松山市東石井町427
"	野 間 寿 雄	松山市東石井町21-1
"	竹 政 省 三	松山市東石井町408-1
"	竹 政 孝 夫	松山市東石井町314
"	清 水 潔	松山市東石井町571-2
"	明 知 堂 博	松山市東石井町414
監 事	本 郷 常 男	松山市東石井町16
"	宮 内 公 正	松山市東石井町587-1

○愛媛県告示第1253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	乘 松 忠 則	松山市福角町甲560-1
"	乘 松 政 文	松山市福角町甲238
"	高 橋 忍	松山市福角町甲1497
"	岡 本 正 邦	松山市福角町甲862
"	乘 松 幸 則	松山市福角町甲1694
"	光 宗 孝 一	松山市福角町甲1745
"	田 中 志 郎	松山市福角町甲1245
"	乘 松 孝 則	松山市福角町甲235-2
"	岡 本 順 一	松山市福角町甲771-1
監 事	乘 松 健 二	松山市福角町甲1690
"	桐 木 孝	松山市福角町甲796-2
"	高 橋 三 郎	松山市福角町甲607-2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 丸 清	松山市福角町甲622-2
"	光 宗 一 彦	松山市福角町甲1655
"	乘 松 豊 和	松山市福角町甲1645-1
"	高 橋 三 郎	松山市福角町甲670-1
"	石 丸 勲	松山市福角町甲775
"	岡 本 順 一	松山市福角町甲771-1
"	石 丸 富士朗	松山市福角町甲55-4
"	石 丸 吉 彦	松山市福角町甲336
"	柳 原 弘	松山市福角町甲1405-2
監 事	乘 松 健 二	松山市福角町甲1690
"	乘 松 坂 則	松山市福角町甲231-1
"	田 中 志 郎	松山市福角町甲1245

○愛媛県告示第1254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 本 祥	松山市南高井町838
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232-2
"	相 原 勇	松山市南高井町765
"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650-2
"	天 野 恵	松山市南高井町1586-2
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675
"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795-1
監 事	相 原 修 由	松山市南高井町1298
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 本 祥	松山市南高井町838
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232-2
"	相 原 政 則	松山市南高井町1238
"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650-2
"	天 野 恵	松山市南高井町1586-2
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675
"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795-1
監 事	相 原 修 由	松山市南高井町1298
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801

○愛媛県告示第1255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市祝谷土地改良区から次のとおり役員が就任し

、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	古茂田 一	松山市祝谷2丁目7-38
"	野本和馬	松山市祝谷6丁目1301-3
"	丸山良彦	松山市祝谷6丁目1212

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野本 昇	松山市祝谷6丁目1211
"	西山 誉志道	松山市祝谷町1丁目7-24
"	野本 管 栄	松山市祝谷6丁目1209

○愛媛県告示第1256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡部 延 樹	松山市安城寺町1230
"	渡部 潤一郎	松山市安城寺町1229
"	本田 和 美	松山市安城寺町1645
"	松本 重 喜	松山市安城寺町768
"	渡部 昌 俊	松山市安城寺町1231
"	氏川 梅 三	松山市安城寺町161-3
"	矢野 昭 雄	松山市安城寺町1245
"	木村 昇	松山市安城寺町698
"	田所 裕 只	松山市安城寺町1058
"	矢野 芳 徳	松山市安城寺町1607
"	芳ノ内 方 文	松山市安城寺町1596
"	遠藤 豊 才	松山市安城寺町1083
"	岡本 玉 一	松山市安城寺町1005
"	渡部 孝 志	松山市安城寺町1345-2
"	乗松 直 英	松山市安城寺町989
"	乗松 正	松山市安城寺町1208
"	光宗 政 治	松山市安城寺町1217
監 事	瀧本 朝 久	松山市安城寺町1282
"	宮本 文 志	松山市安城寺町1094
"	有田 慰 憲	松山市安城寺町1244

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡部 延 樹	松山市安城寺町1230
"	渡部 潤一郎	松山市安城寺町1229

"	岡 真 夫	松山市安城寺町1054-1
"	松本 重 喜	松山市安城寺町768
"	渡部 昌 俊	松山市安城寺町1231
"	長井 郁 夫	松山市安城寺町1223-2
"	光宗 等	松山市安城寺町633
"	氏川 梅 三	松山市安城寺町161-3
"	矢野 昭 雄	松山市安城寺町1245
"	宮本 文 志	松山市安城寺町1094
"	佐野 健 一	松山市安城寺町1107
"	木村 昇	松山市安城寺町698
"	有田 慰 憲	松山市安城寺町1244
"	田所 裕 只	松山市安城寺町1058
"	松浦 武	松山市安城寺町1634
"	渡部 是 清	松山市安城寺町1562
"	本田 和 美	松山市安城寺町1645
監 事	瀧本 朝 久	松山市安城寺町1282
"	岡本 玉 一	松山市安城寺町1005
"	芳ノ内 昭 月	松山市安城寺町1062-1

○愛媛県告示第1257号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	権名津 貞 範	松山市窪野町1144
"	大野 和 男	松山市浄瑠璃町甲180-4
"	中川 洋 一	松山市久谷町636
"	谷口 春 市	松山市久谷町1774
"	三神 敬	松山市浄瑠璃町885
"	野口 桂 一	松山市浄瑠璃町505
"	光田 博 之	松山市久谷町376
"	米田 千 沖	松山市窪野町乙21-1
"	二神 明 正	松山市窪野町2219
監 事	大川 晋 一	松山市浄瑠璃町甲312-2
"	坂本 義 直	松山市久谷町2931
"	相原 賢 吾	松山市窪野町1823

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大野 和 男	松山市浄瑠璃町甲180-4
"	松本 太茂一	松山市窪野町乙429-3
"	相原 賢 吾	松山市窪野町1823
"	松下 幸 男	松山市窪野町162
"	相原 俊 孝	松山市浄瑠璃町836
"	野口 真 吾	松山市浄瑠璃町447
"	松本 三 郎	松山市久谷町54
"	中川 洋 一	松山市久谷町636
"	谷口 春 市	松山市久谷町1774

監 事	大 川 晋 一	松山市浄瑠璃町甲312 - 2
"	坂 本 義 直	松山市久谷町2931
"	権名津 貞 範	松山市窪野町1144

○愛媛県告示第1258号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65
"	山 本 文 則	松山市志津川町365
"	白 石 利 範	松山市志津川町338 - 2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289 - 3
"	青 木 良 成	松山市志津川町18
"	青 木 勝	松山市志津川町60 - 2
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106
"	二 宮 正 昌	松山市志津川町311
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70 - 1
"	安 藤 信 一 郎	松山市志津川町77
監 事	杉之内 正 数	松山市志津川町351
"	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10 - 2
"	山 本 文 則	松山市志津川町365
"	白 石 利 範	松山市志津川町338 - 2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289 - 3
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78
"	倉 田 知 忠	松山市志津川町298 - 2
"	青 木 良 成	松山市志津川町18
"	市 田 尚 史	松山市志津川町92 - 1
"	岡 本 幹 夫	松山市志津川町65 - 1
"	青 木 勝	松山市志津川町60 - 2
監 事	杉之内 正 数	松山市志津川町351
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70 - 1

○愛媛県告示第1259号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市土居田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 豊	松山市土居田町405
"	今 井 俊 一	松山市土居田町511
"	武 市 保 男	松山市土居田町257 - 1
"	和泉元 豊	松山市土居田町555
"	永 木 貞 雄	松山市土居田町470
"	黒 光 俊 明	松山市土居田町364
監 事	永 木 功	松山市土居田町537 - 2
"	武 田 泰 昭	松山市土居田町440

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	八 束 誠 三	松山市土居田町526
"	武 市 保 男	松山市土居田町257 - 1
"	永 木 智	松山市土居田町502 - 1
"	岩 田 達	松山市土居田町436
"	今 井 俊 一	松山市土居田町511
"	和泉元 豊	松山市土居田町555
監 事	松 本 豊	松山市土居田町405
"	黒 光 俊 明	松山市土居田町364

○愛媛県告示第1260号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 遼	松山市西長戸町乙1021
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865
"	井手内 正 史	松山市西長戸町110 - 1
"	田 所 久 幸	松山市西長戸町838
"	二 神 喜代志	松山市船ヶ谷町98
"	渡 部 隆 之	松山市西長戸町840
"	田 所 茂	松山市西長戸町878
"	渡 部 澄 雄	松山市西長戸町310
"	森 田 敏 朗	松山市西長戸町854
監 事	田 所 理	松山市西長戸町839
"	二 神 和 王	松山市西長戸町855

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 遼	松山市西長戸町乙1021
"	田 所 理	松山市西長戸町839
"	渡 部 嘉 弘	松山市西長戸町325 - 2
"	森 田 正 泰	松山市西長戸町865
"	二 神 和 王	松山市西長戸町855

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 房 賢 三	松山市吉藤5丁目10-33
"	門 屋 昭 弘	松山市吉藤2丁目19-19
"	門 屋 勤	松山市吉藤1丁目3-17
"	能 田 雅 雄	松山市吉藤5丁目1124-2
"	玉 井 和 宏	松山市吉藤5丁目12-11
"	光 峰 早 教	松山市吉藤1丁目4-6
"	松 岡 徳 征	松山市吉藤5丁目1222-1
"	玉 井 義 一	松山市吉藤5丁目8-10
"	門 屋 正 昭	松山市吉藤1丁目3-16
"	白 石 文 雄	松山市吉藤5丁目1274
"	能 田 初 男	松山市吉藤5丁目1140
"	白 石 修 一	松山市吉藤5丁目4-8
"	玉 井 光 明	松山市吉藤5丁目12-9
"	門 屋 恒 運	松山市吉藤5丁目9-35
"	野 本 正 一	松山市吉藤5丁目9-27
"	野 本 時 生	松山市吉藤5丁目1571
"	吉 川 淳 二	松山市吉藤2丁目13-13
"	田 房 洋 人	松山市吉藤5丁目10-30
"	野 本 敏 昭	松山市吉藤5丁目20-66
"	野 本 さとみ	松山市吉藤5丁目21-9
監 事	藤 原 英 助	松山市吉藤5丁目9-35
"	藤 原 克 行	松山市吉藤5丁目18-24

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	門 屋 昭 弘	松山市吉藤2丁目19-19
"	白 石 長 明	松山市吉藤5丁目16-37
"	門 屋 勤	松山市吉藤1丁目3-17
"	玉 井 伊 織	松山市吉藤5丁目10-10
"	能 田 雅 雄	松山市吉藤5丁目1124-2
"	田 房 賢 三	松山市吉藤5丁目10-33
"	能 田 清 志	松山市吉藤5丁目1131-2
"	野 本 貢	松山市吉藤5丁目22-6
"	松 岡 敬 治	松山市吉藤2丁目18-13
"	能 田 光 春	松山市吉藤5丁目1129
"	田 房 勝 仁	松山市吉藤1丁目4-21
"	光 峰 英 臣	松山市吉藤1丁目3-5
"	野 本 幸 治	松山市吉藤5丁目20-73
"	能 田 喜 作	松山市吉藤5丁目1090
"	野 本 武 春	松山市吉藤5丁目1640
"	野 本 正 一	松山市吉藤5丁目9-27
"	白 石 才 次 郎	松山市吉藤5丁目1274
"	和 田 武	松山市吉藤5丁目21-10
"	松 岡 勝 彦	松山市吉藤5丁目13-5
"	吉 川 宗 徳	松山市吉藤2丁目13-6
監 事	藤 原 英 助	松山市吉藤5丁目9-35
"	藤 原 克 行	松山市吉藤5丁目18-24

"	井手内 正 史	松山市西長戸町110-1
"	夏 井 達 太郎	松山市西長戸町494-6
"	二 神 正 男	松山市船ヶ谷町96
"	田 所 章 二	松山市西長戸町300
監 事	田 所 久 幸	松山市西長戸町838
"	渡 部 隆 之	松山市西長戸町840

○愛媛県告示第1261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 家 実	松山市保免中2丁目11-25
"	今 村 肇	松山市保免中2丁目12-7
"	今 村 正 博	松山市保免中2丁目9-14
"	白 石 勇	松山市保免西2丁目16-4
"	多々良 健 志	松山市保免中1丁目2-11
"	今 村 政 則	松山市保免中2丁目7-14
"	光 永 俊 夫	松山市保免上1丁目1-23
"	田 口 美 典	松山市保免中3丁目2-39
"	武 市 和 清	松山市保免中1丁目2-12
"	武 市 貢	松山市保免中2丁目10-1
"	羽 藤 温 志	松山市保免中1丁目9-8
"	竹 田 誉	松山市保免上1丁目4-8
監 事	武 市 常 義	松山市保免中2丁目12-14
"	酒 井 茂	松山市保免西4丁目4-47

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 村 治 夫	松山市保免上2丁目12-4
"	今 村 肇	松山市保免中2丁目12-7
"	今 村 正 博	松山市保免中2丁目9-14
"	関 家 実	松山市保免中2丁目11-25
"	西 原 福 一	松山市保免中3丁目7-35
"	竹 田 幹 一	松山市保免西2丁目5-5
"	白 石 勇	松山市保免西2丁目16-4
"	多々良 健 志	松山市保免中1丁目2-11
"	武 市 常 義	松山市保免中2丁目12-14
"	今 村 政 則	松山市保免中2丁目7-14
"	光 永 俊 夫	松山市保免上1丁目1-23
監 事	森 逸 俊	松山市保免上2丁目5-44
"	酒 井 茂	松山市保免西4丁目4-47

○愛媛県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

○愛媛県告示第1263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 範 良	松山市平井町3506

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 利 雄	松山市平井町3595

○愛媛県告示第1264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 義 明	松山市太山寺町2168
"	岡 本 大 三	松山市勝岡町2572
"	山 田 宣 之	松山市太山寺町1377
監 事	鷓 高 幸 輝	松山市太山寺町1481 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 榮 二	松山市勝岡町2550
"	吉 村 貞 夫	松山市太山寺町2309
"	鷓 高 幸 輝	松山市太山寺町1481 - 4
監 事	山 田 宣 之	松山市太山寺町1377

○愛媛県告示第1265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市朝生田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町2丁目2 - 15
"	朝 野 武 雄	松山市朝生田町7丁目7 - 21

"	八 塚 茂 敏	松山市朝生田町2丁目8 - 18
"	佐 藤 恒 和	松山市朝生田町3丁目7 - 7
"	前 善次郎	松山市朝生田町2丁目3 - 3
"	大 野 高 明	松山市朝生田町2丁目7 - 23
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6 - 8
監 事	朝 井 孝 雄	松山市朝生田町7丁目14 - 45
"	北 村 哲	松山市朝生田町4丁目4 - 13

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 要	松山市朝生田町2丁目2 - 15
"	朝 野 武 雄	松山市朝生田町7丁目7 - 21
"	八 塚 茂 敏	松山市朝生田町2丁目8 - 18
"	佐 藤 恒 和	松山市朝生田町3丁目7 - 7
"	前 善次郎	松山市朝生田町2丁目3 - 3
"	大 野 高 明	松山市朝生田町2丁目7 - 23
"	池 田 三喜雄	松山市朝生田町2丁目6 - 8
監 事	朝 井 孝 雄	松山市朝生田町7丁目14 - 45
"	北 村 哲	松山市朝生田町4丁目4 - 13

○愛媛県告示第1266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、重信町上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 徹	温泉郡重信町大字上林甲236番地2
"	森 章 三	温泉郡重信町大字上林甲503番地1
"	相 原 成 利	温泉郡重信町大字上林甲1035番地
"	山 内 義 男	温泉郡重信町大字上林甲615番地1
"	森 英 明	温泉郡重信町大字上林甲1633番地
"	森 武 男	温泉郡重信町大字上林甲1239番地
"	森 洋 臣	温泉郡重信町大字上林甲1696番地2
"	佃 康 博	温泉郡重信町大字上林甲2225番地
"	森 嘉 幸	温泉郡重信町大字上林甲2556番地
"	越 智 達 夫	温泉郡重信町大字上林甲2823番地4
"	山 内 均	温泉郡重信町大字上林甲3582番地
"	菅 原 真 司	温泉郡重信町大字上林甲2814番地
"	森 善 政	温泉郡重信町大字上林甲2813番地
"	渡 部 治 雄	温泉郡重信町大字上林甲3225番地
"	渡 部 敏 雄	温泉郡重信町大字上林甲3251番地
監 事	山 内 昭	温泉郡重信町大字上林甲1424番地
"	森 泰 夫	温泉郡重信町大字上林甲2864番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 徹	温泉郡重信町大字上林甲236番地2
"	桂 浦 晴 樹	温泉郡重信町大字上林甲456番地

八木 秀 徳	温泉郡重信町大字上林甲633番地 1
相原 隆 利	温泉郡重信町大字上林甲1052番地
片岡 満	温泉郡重信町大字上林甲1876番地
山内 昭	温泉郡重信町大字上林甲1424番地
山内 久 夫	温泉郡重信町大字上林甲1686番地
菅能 鬼代太	温泉郡重信町大字上林甲2292番地
菅原 正 二	温泉郡重信町大字上林甲2559番地
森 政 利	温泉郡重信町大字上林甲2781番地
森 正 人	温泉郡重信町大字上林甲2572番地
八木 健 一	温泉郡重信町大字上林甲3546番地
森 卓 志	温泉郡重信町大字上林甲3139番地 3
森 幸 則	温泉郡重信町大字上林甲3063番地
渡部 義 則	温泉郡重信町大字上林甲3252番地
監事 菅野 重 春	温泉郡重信町大字上林甲394番地
森 泰 夫	温泉郡重信町大字上林甲2864番地

○愛媛県告示第1267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、重信町樋口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	和田 隆 夫	温泉郡重信町大字樋口883番地
"	和田 七 良	温泉郡重信町大字樋口629番地
"	加藤 章	温泉郡重信町大字樋口244番地
"	加藤 幸 壽	温泉郡重信町大字樋口86番地12
"	土居 茂 男	温泉郡重信町大字樋口1404番地 1
"	森 照 男	温泉郡重信町大字樋口431番地
"	土屋 良 男	温泉郡重信町大字樋口302番地
"	水田 博 道	温泉郡重信町大字樋口1224番地
"	和田 定 一	温泉郡重信町大字樋口1251番地
"	大西 時 雄	温泉郡重信町大字樋口1126番地 2
監事	和田 久 弘	温泉郡重信町大字樋口930番地
"	山内 久仁男	温泉郡重信町大字横河原1366番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	林 讓 二	温泉郡重信町大字樋口86番地 2
"	渡部 生 由	温泉郡重信町大字樋口242番地 2
"	林 勝 政	温泉郡重信町大字樋口300番地
"	藤岡 伴 秀	温泉郡重信町大字樋口634番地
"	和田 邦 夫	温泉郡重信町大字樋口378番地 2
"	和田 祥 造	温泉郡重信町大字樋口700番地 4
"	和田 隆 夫	温泉郡重信町大字樋口833番地
"	大西 武 士	温泉郡重信町大字樋口1240番地
"	明星 宏	温泉郡重信町大字樋口1233番地
"	大西 時 雄	温泉郡重信町大字樋口1126番地 2
監事	和田 久 弘	温泉郡重信町大字樋口930番地
"	和田 武	温泉郡重信町大字横河原1347番地

○愛媛県告示第1268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、重信町見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	池川 尊 徳	温泉郡重信町大字見奈良1006番地 1
"	池川 勝 司	温泉郡重信町大字見奈良354番地
"	池川 廣 一	温泉郡重信町大字見奈良448番地
"	佐伯 正 夫	温泉郡重信町大字見奈良355番地 5
"	池川 仁 朗	温泉郡重信町大字見奈良586番地
"	池川 尚	温泉郡重信町大字見奈良992番地
"	井門 恒 勝	温泉郡重信町大字見奈良587番地 1
"	佐伯 勝 永	温泉郡重信町大字見奈良1008番地
"	池川 静 雄	温泉郡重信町大字見奈良257番地
"	高木 秀 雄	温泉郡重信町大字見奈良458番地 1
監事	相原 弘 茂	温泉郡重信町大字見奈良340番地
"	池川 武 臣	温泉郡重信町大字見奈良974番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	池川 尊 徳	温泉郡重信町大字見奈良1006番地 1
"	池川 勝 司	温泉郡重信町大字見奈良354番地
"	池川 廣 一	温泉郡重信町大字見奈良448番地
"	佐伯 正 夫	温泉郡重信町大字見奈良355番地 5
"	池川 仁 朗	温泉郡重信町大字見奈良586番地
"	池川 尚	温泉郡重信町大字見奈良992番地
"	井門 恒 勝	温泉郡重信町大字見奈良587番地 1
"	佐伯 勝 永	温泉郡重信町大字見奈良1008番地
"	池川 静 雄	温泉郡重信町大字見奈良257番地
"	高原 太 郎	温泉郡重信町大字見奈良458番地 1
監事	相原 弘 茂	温泉郡重信町大字見奈良340番地
"	池川 武 臣	温泉郡重信町大字見奈良974番地 1

○愛媛県告示第1269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、重信町田窪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	玉乃井 進	温泉郡重信町大字田窪1491番地
"	伊藤 順 一	温泉郡重信町大字田窪146番地 3
"	大西 忠 雄	温泉郡重信町大字田窪1448番地 3
"	水田 伴 弘	温泉郡重信町大字田窪1343番地 3
"	大西 武 弘	温泉郡重信町大字田窪1311番地 1

"	渡 部 進	温泉郡重信町大字田窪1563番地 2
"	山 内 要	温泉郡重信町大字田窪1409番地
"	水 田 孝 義	温泉郡重信町大字田窪1171番地
"	窪 昇	温泉郡重信町大字田窪959番地
"	大 西 清 隆	温泉郡重信町大字田窪1679番地
"	渡 部 皓 三	温泉郡重信町大字田窪1596番地
監 事	大 西 安 郎	温泉郡重信町大字田窪370番地
"	海 稻 旦 城	温泉郡重信町大字田窪1707番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高須賀 徳	温泉郡重信町大字田窪1388番地 2
"	伊 藤 順 一	温泉郡重信町大字田窪146番地 3
"	東 猛 雄	温泉郡重信町大字田窪211番地
"	大 西 武 弘	温泉郡重信町大字田窪1311番地 1
"	山 内 智	温泉郡重信町大字田窪1826番地 1
"	窪 正 博	温泉郡重信町大字田窪963番地
"	高須賀 建 二	温泉郡重信町大字田窪1186番地
"	宇都宮 勝	温泉郡重信町大字田窪1399番地 1
"	渡 部 安 穂	温泉郡重信町大字田窪1602番地
"	渡 部 皓 三	温泉郡重信町大字田窪1596番地
"	玉乃井 進	温泉郡重信町大字田窪1491番地
監 事	海 稻 旦 城	温泉郡重信町大字田窪1707番地
"	大 西 安 弘	温泉郡重信町大字田窪1296番地

○愛媛県告示第1270号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町牛湫下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	葛 原 勲	温泉郡重信町大字牛湫131番地 3
"	八 木 伸 泰	温泉郡重信町大字牛湫1097番地
"	露 口 俊 孝	温泉郡重信町大字牛湫1023番地
"	由 井 徳 好	温泉郡重信町大字牛湫733番地
"	前 島 義 之	温泉郡重信町大字牛湫703番地
"	高須賀 隆 利	温泉郡重信町大字牛湫842番地 3
"	山 内 卷 雄	温泉郡重信町大字牛湫685番地
"	大 西 賢	温泉郡重信町大字牛湫695番地 3
"	石 川 秀 幸	温泉郡重信町大字牛湫794番地
監 事	大 西 重 良	温泉郡重信町大字牛湫695番地 2
"	大 西 美 喜 雄	温泉郡重信町大字牛湫697番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	葛 原 勲	温泉郡重信町大字牛湫131番地 3
"	八 木 伸 泰	温泉郡重信町大字牛湫1097番地
"	露 口 俊 孝	温泉郡重信町大字牛湫1023番地

"	由 井 徳 好	温泉郡重信町大字牛湫733番地
"	前 島 義 之	温泉郡重信町大字牛湫703番地
"	露 口 直 重	温泉郡重信町大字牛湫1145番地 1
"	山 内 卷 雄	温泉郡重信町大字牛湫685番地
"	大 西 賢	温泉郡重信町大字牛湫695番地 3
"	石 川 秀 幸	温泉郡重信町大字牛湫794番地
監 事	大 西 重 良	温泉郡重信町大字牛湫695番地 2
"	大 西 美 喜 雄	温泉郡重信町大字牛湫697番地 3

○愛媛県告示第1271号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 久 一	温泉郡重信町大字下林乙152番地
"	渡 部 高 則	温泉郡重信町大字下林甲1764番地
"	石 川 益 昭	温泉郡重信町大字下林甲1693番地
"	松 原 孝 征	温泉郡重信町大字下林甲1489番地
"	森 長 己	温泉郡重信町大字下林甲1920番地 2
"	小 山 謙 二	温泉郡重信町大字下林甲1960番地 3
"	森 忠 能	温泉郡重信町大字下林甲1581番地
"	森 長 昭	温泉郡重信町大字下林甲2126番地
"	高 橋 良	温泉郡重信町大字下林甲2329番地
"	青 森 猛	温泉郡重信町大字下林甲2443番地
"	大 森 勇 喜	温泉郡重信町大字下林甲2685番地
"	野 中 義 雄	温泉郡重信町大字下林甲2861番地
"	野 中 智	温泉郡重信町大字下林甲2818番地
"	谷 松 周 二	温泉郡重信町大字下林甲2851番地 2
監 事	大 森 利 敬	温泉郡重信町大字下林甲2681番地
"	野 中 佳 昭	温泉郡重信町大字下林甲1623番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 久 一	温泉郡重信町大字下林乙152番地
"	大 野 重 昭	温泉郡重信町大字下林甲1789番地 1
"	森 加久生	温泉郡重信町大字下林甲1625番地
"	松 原 孝 征	温泉郡重信町大字下林甲1489番地
"	野 中 重 郎	温泉郡重信町大字下林甲1905番地 1
"	小 山 謙 二	温泉郡重信町大字下林甲1960番地 3
"	森 忠 能	温泉郡重信町大字下林甲1581番地
"	森 長 昭	温泉郡重信町大字下林甲2126番地
"	河 野 歆 一	温泉郡重信町大字下林甲2384番地 2
"	青 森 猛	温泉郡重信町大字下林甲2443番地
"	野 中 義 雄	温泉郡重信町大字下林甲2861番地
"	井 上 時 久	温泉郡重信町大字下林甲2860番地
"	竹 村 加久男	温泉郡重信町大字下林甲2631番地
"	谷 松 勝 利	温泉郡重信町大字下林甲2751番地 2
監 事	大 森 利 敬	温泉郡重信町大字下林甲2681番地

野 中 佳 昭	温泉郡重信町大字下林甲1623番地 2
---------	---------------------

○愛媛県告示第1272号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 定 一	温泉郡重信町大字樋口1251番地
"	加 藤 幸 壽	温泉郡重信町大字樋口86番地12

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	明 星 宏	温泉郡重信町大字樋口1233番地
"	和 田 邦 夫	温泉郡重信町大字樋口378番地 2

○愛媛県告示第1273号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 首 正 雄	温泉郡重信町大字上村甲96番地
"	岩 田 旭	温泉郡重信町大字上村甲298番地 1
"	安 平 和 夫	温泉郡重信町大字上村甲306番地
"	倉 瀬 清	温泉郡重信町大字上村甲164番地
"	高須賀 寛	温泉郡重信町大字上村甲225番地
"	永 野 隆 一	温泉郡重信町大字上村甲434番地 3
"	門 田 重 利	温泉郡重信町大字上村甲588番地
"	岡 田 文 明	温泉郡重信町大字上村甲822番地
"	津 川 義 明	温泉郡重信町大字上村甲891番地
"	永 野 通	温泉郡重信町大字上村甲102番地
"	白 石 誠 也	温泉郡重信町大字上村甲911番地 2
監 事	高須賀 昌 紀	温泉郡重信町大字上村甲532番地
"	高須賀 厚	温泉郡重信町大字上村甲511番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	津 川 義 明	温泉郡重信町大字上村甲891番地
"	永 野 通	温泉郡重信町大字上村甲102番地
"	野 首 公 志	温泉郡重信町大字上村甲41番地
"	岩 田 貞 雄	温泉郡重信町大字上村甲302番地 1

"	武 智 彦 志	温泉郡重信町大字上村甲224番地
"	石 丸 臣 一	温泉郡重信町大字上村甲212番地
"	高須賀 寛	温泉郡重信町大字上村甲225番地
"	高須賀 憲	温泉郡重信町大字上村甲543番地
"	岩 田 太喜夫	温泉郡重信町大字上村甲604番地 4
"	高須賀 昇	温泉郡重信町大字上村甲858番地
"	岡 田 陽 子	温泉郡重信町大字上村甲822番地
監 事	高須賀 昌 紀	温泉郡重信町大字上村甲532番地
"	高須賀 厚	温泉郡重信町大字上村甲511番地

○愛媛県告示第1274号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	和 家 条 則	八幡浜市真網代丙257番地
"	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原甲636番地
"	松 本 泰 宏	宇和島市光満甲1568
"	二 宮 不 二 男	西宇和郡保内町宮内 4 - 13 - 1
"	毛 利 重 樹	西宇和郡保内町須川2097番地
"	中 元 清 吉	西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の 1
"	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	井 上 善 一	西宇和郡瀬戸町大江55番地
"	山 下 茂	西宇和郡三崎町三崎1721
"	井 伊 敏 郎	西予市三瓶町垣生甲256番地
"	桐 山 寿 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	毛 利 信 介	北宇和郡吉田町大字立間 2 - 103 - 3 番地
"	宮 川 昌 行	北宇和郡吉田町大字立間 1 - 3736 番地
"	高 橋 英 吾	八幡浜市1557番地の 1
"	石 橋 寛 久	宇和島市寿町 2 丁目 5 - 1
"	川 井 又 一 郎	宇和島市三浦西2372番地
"	二 宮 通 明	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地224番地
"	宮 本 征 士	西宇和郡三崎町大佐田131
"	小 玉 岩 康	西予市明浜町浜浜 3 - 1459 - 2
"	浅 野 修 一	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428 - 1 番地
監 事	清 水 音 一	西予市三瓶町津布理3661番地
"	西 村 助 廣	西予市明浜町渡江914 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	萩 森 良 房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	崎 田 八 良	八幡浜市川上町川名津甲352番地
"	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原甲636番地

"	梅 崎 将 志	宇和島市大浦甲1883
"	毛 利 重 樹	西宇和郡保内町須川2097番地
"	二 宮 不 二 男	西宇和郡保内町宮内 4 - 13 - 1
"	中 元 清 吉	西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1
"	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	井 上 善 一	西宇和郡瀬戸町大江55番地
"	松 下 均	西宇和郡三崎町正野1121番地
"	井 伊 敏 郎	西予市三瓶町垣生甲256番地
"	桐 山 寿 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	毛 利 信 介	北宇和郡吉田町大字立間 2 - 103 - 3
"	松 尾 武 彦	北宇和郡吉田町大字立間 2 番耕地2411
"	高 橋 英 吾	八幡浜市1557番地の 1
"	石 橋 寛 久	宇和島市寿町 2 丁目 5 - 1
"	川 井 又 一 郎	宇和島市三浦西2372番地
"	二 宮 通 明	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地224番地
"	酒 井 正 直	西予市明浜町依津 1 番耕地289番地
監 事	清 水 音 一	西予市三瓶町津布理3661番地
"	佐 藤 正 己	西予市明浜町狩浜 2 - 45番地

○愛媛県告示第1275号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、三崎町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	溜 池 保 政	西宇和郡三崎町三崎1271番地
"	山 下 茂	西宇和郡三崎町三崎1721番地
"	溜 池 信 次	西宇和郡三崎町三崎1165番地
"	阿 部 鐵 雄	西宇和郡三崎町三崎1552番地
"	曾我部 金 二	西宇和郡三崎町高浦36番地
"	岩 本 文 三	西宇和郡三崎町三崎5188番地 2
"	高 月 仁	西宇和郡三崎町佐田76番地
"	木野本 伸 行	西宇和郡三崎町大佐田 2 番地
"	山 本 治 洋	西宇和郡三崎町井野浦42番地
"	木 下 定 文	西宇和郡三崎町与修708番地
"	岡 崎 告 夫	西宇和郡三崎町串439番地
"	松 下 均	西宇和郡三崎町正野434番地
"	住 江 弥平彦	西宇和郡三崎町二名津284番地
"	平 尾 長 一	西宇和郡三崎町二名津46番地 1
"	浜 西 岩三郎	西宇和郡三崎町二名津42番地
"	山 下 三 郎	西宇和郡三崎町名取735番地
"	松 本 忠 春	西宇和郡三崎町松67番地
"	中 村 満 治	西宇和郡三崎町明神123番地
"	中 村 一 利	西宇和郡三崎町釜木873番地
"	河 野 万 平	西宇和郡三崎町平磯38番地
監 事	田 中 正 朗	西宇和郡三崎町三崎1203番地
"	玉 里 善 雄	西宇和郡三崎町井野浦126番地
"	垣 内 源 一 郎	西宇和郡三崎町松561番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	溜 池 保 政	西宇和郡三崎町三崎1271番地
"	溜 池 信 次	西宇和郡三崎町三崎1165番地
"	山 下 茂	西宇和郡三崎町三崎1721番地
"	阿 部 鐵 雄	西宇和郡三崎町三崎1552番地
"	曾我部 金 二	西宇和郡三崎町高浦36番地
"	中 村 隆 夫	西宇和郡三崎町佐田187番地
"	川 口 重 治	西宇和郡三崎町大佐田40番地
"	上 本 豊 茂	西宇和郡三崎町井野浦108番地
"	岩 本 文 三	西宇和郡三崎町三崎5188番地 2
"	渡 邊 光 男	西宇和郡三崎町与修1501番地
"	岡 崎 告 夫	西宇和郡三崎町串439番地
"	松 下 均	西宇和郡三崎町正野434番地
"	住 江 弥平彦	西宇和郡三崎町二名津284番地
"	平 尾 長 一	西宇和郡三崎町二名津46番地 1
"	浜 西 岩三郎	西宇和郡三崎町二名津42番地
"	宮 部 一 男	西宇和郡三崎町名取208番地
"	宇都宮 光 夫	西宇和郡三崎町松180番地
"	濱 田 幾太郎	西宇和郡三崎町明神363番地
"	土 居 義 雄	西宇和郡三崎町釜木831番地
"	浅 野 良 平	西宇和郡三崎町平磯82番地
監 事	橋 本 基 次	西宇和郡三崎町三崎1551番地 1
"	下 宮 信 幸	西宇和郡三崎町与修1507番地
"	金 森 高 雄	西宇和郡三崎町二名津36番地 1

○愛媛県告示第1276号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（基盤整備促進事業（農業用排水施設）・下泊地区）の施行を平成16年5月26日認可した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1277号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、瀬戸町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・塩成北地区）の施行を平成16年5月24日認可した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1278号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（ため池等整備及び農業用排水施設整備事業・野間北地区）の計画の変更に平成16年5月24日同意した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・野間北地区）の計画の変更に平成16年5月24日同意した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（ため池等整備事業・引野地区）の計画の変更に平成16年5月24日同意した。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1281号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 中島町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

温泉郡中島大字熊田甲1番1地先から同町大字宇和間甲1369番2地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線及び1点と10点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点・中島）は、北緯33度58分11秒9939、東経132度36分21秒9456の地点

1点は、基点から真北270度50分33秒1.608.90メートルの地点

2点は、1点から真北340度39分32秒0.90メートルの地点

3点は、2点から真北340度41分46秒0.58メートルの地点

4点は、3点から真北340度41分09秒15.40メートルの地点

5点は、4点から真北69度39分54秒29.82メートルの地点

6点は、5点から真北160度02分51秒0.80メートルの地点

7点は、6点から真北70度02分51秒8.00メートルの地点

8点は、7点から真北340度02分51秒0.80メートルの地点

9点は、8点から真北70度04分09秒21.37メートルの地点

10点は、9点から真北160度00分55秒14.85メートルの地点

11点は、10点から真北159度59分43秒0.90メートルの地点

- (3) 面積

962.29平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和60年12月12日 愛媛県指令河第819号

- 4 しゅん功認可年月日

平成16年6月8日

○愛媛県告示第1282号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 中島町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

ア 第1工区

温泉郡中島大字上怒和乙589番11から同甲399番5に至る地先公有水面

イ 第2工区

温泉郡中島大字上怒和甲399番3から同甲392番3に至る地先公有水面

- (2) 区域

ア 第1工区

次の1点から20点までを順次直線で結んだ線並びに1点と20点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院三等三角点・元怒和）は、北緯33度57分59秒5202、東経132度32分24秒9981の地点

1点は、基点から真北45度00分09秒2.033.44メートルの地点

2点は、1点から真北101度26分20秒6.10メートル

の地点

3点は、2点から真北12度57分54秒8.69メートルの地点

4点は、3点から真北24度57分10秒8.90メートルの地点

5点は、4点から真北37度40分19秒5.07メートルの地点

6点は、5点から真北37度09分10秒4.45メートルの地点

7点は、6点から真北49度22分18秒4.59メートルの地点

8点は、7点から真北49度27分52秒4.72メートルの地点

9点は、8点から真北58度16分35秒1.94メートルの地点

10点は、9点から真北58度26分10秒5.16メートルの地点

11点は、10点から真北58度20分08秒8.91メートルの地点

12点は、11点から真北57度27分12秒3.20メートルの地点

13点は、12点から真北58度43分13秒6.53メートルの地点

14点は、13点から真北57度15分10秒2.87メートルの地点

15点は、14点から真北57度55分16秒5.38メートルの地点

16点は、15点から真北54度00分17秒6.55メートルの地点

17点は、16点から真北45度36分01秒7.76メートルの地点

18点は、17点から真北30度29分25秒8.82メートルの地点

19点は、18点から真北15度16分24秒5.50メートルの地点

20点は、19点から真北15度00分45秒2.28メートルの地点

イ 第2工区

次の21点から27点までを順次直線で結んだ線並びに21点と27点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(C・D・L.+3.55メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院三等三角点・元怒和)は、北緯33度57分59秒5202、東経132度32分24秒9981の地点

21点は、基点から真北39度19分41秒2.331.64メートルの地点

22点は、21点から真北359度08分58秒3.30メートルの地点

23点は、22点から真北348度47分38秒11.25メートルの地点

24点は、23点から真北348度47分13秒11.13メートルの地点

25点は、24点から真北344度59分39秒10.58メー

ルの地点

26点は、25点から真北342度26分51秒7.17メートルの地点

27点は、26点から真北344度33分54秒9.72メートルの地点

(3) 面積

第1工区 1,603.84平方メートル

第2工区 621.45平方メートル

合計 2,225.29平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和62年1月6日 愛媛県指令61河第968号

4 しゅん功認可年月日

平成16年6月8日

○愛媛県告示第1283号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 中島町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島大字上怒和甲399番2から同甲1215番に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から28点までを順次直線で結んだ線並びに28点と1点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(C・D・L.+3.55メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院三等三角点・元怒和)は、北緯33度57分59秒5202、東経132度32分24秒9981の地点

1点は、基点から真北38度13分34秒2.362.54メートルの地点

2点は、1点から真北99度44分47秒4.01メートルの地点

3点は、2点から真北164度33分54秒9.72メートルの地点

4点は、3点から真北162度26分51秒7.17メートルの地点

5点は、4点から真北164度59分39秒10.58メートルの地点

6点は、5点から真北168度47分13秒11.13メートルの地点

7点は、6点から真北168度47分38秒11.25メートル

の地点
 8点は、7点から真北179度08分58秒3.30メートルの地点
 9点は、8点から真北91度08分45秒0.80メートルの地点
 10点は、9点から真北184度08分26秒6.11メートルの地点
 11点は、10点から真北89度40分30秒12.87メートルの地点
 12点は、11点から真北89度33分49秒19.04メートルの地点
 13点は、12点から真北359度07分55秒0.66メートルの地点
 14点は、13点から真北86度47分04秒2.67メートルの地点
 15点は、14点から真北01度59分36秒3.74メートルの地点
 16点は、15点から真北17度24分43秒21.52メートルの地点
 17点は、16点から真北17度44分10秒13.87メートルの地点
 18点は、17点から真北17度45分41秒30.67メートルの地点
 19点は、18点から真北105度38分10秒3.56メートルの地点

20点は、19点から真北15度55分59秒9.67メートルの地点
 21点は、20点から真北15度48分42秒45.60メートルの地点
 22点は、21点から真北20度17分51秒0.78メートルの地点
 23点は、22点から真北331度04分25秒2.17メートルの地点
 24点は、23点から真北330度18分29秒4.02メートルの地点
 25点は、24点から真北345度58分30秒6.13メートルの地点
 26点は、25点から真北344度44分42秒0.68メートルの地点
 27点は、26点から真北302度48分24秒52.44メートルの地点
 28点は、27点から真北317度29分22秒0.33メートルの地点
 (3) 面積
 9,618.02平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 昭和63年1月22日 愛媛県指令62河第899号
 4 しゅん功認可年月日
 平成16年6月8日

○愛媛県告示第1284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	東川上黒岩線	上浮穴郡美川村七鳥244番2から 同村七鳥173番2まで	旧	メートル 4.5~26.8 8.7~33.3	キロメートル 0.190 0.165	
			新	8.7~33.3	0.165	

○愛媛県告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成16年6月8日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字谷山丙158番3から 同市大浦字木屋敷甲1609番3まで	平成16年6月8日

公 告

○公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第10条第1項の規定による平成17年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 ア 学科試験 平成17年2月1日（火） イ 面接試験 平成17年2月2日（水） (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成16年11月18日（木）	四国中央市 中之庄町16 84番地3 愛媛県立看護専門学校	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、9人程度）	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成17年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあっては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。

2 学科試験科目

- (1) 一般入学試験
 国語Ⅰ（古文及び漢文を除く。）
 数学Ⅰ
 英語Ⅰ及びⅡ
- (2) 推薦入学試験
 小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間
 ア 一般入学試験
 平成17年1月11日（火）から1月18日（火）まで
 イ 推薦入学試験
 平成16年11月1日（月）から11月8日（月）まで
 ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 提出先
 〒799 0422 四国中央市中之庄町1684番地3
 愛媛県立看護専門学校

4 提出書類等

- (1) 次の書類等を提出すること。
 ア 入学願書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。）
 イ 受験写真票及び受験票（募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。）
 ウ 調査書その他これに相当する書類
 エ 健康診断書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に医師の作成したもの。ただし、平成17年3月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者は、提出する必要がない。）
 オ 受験票送付用封筒（募集要項に添付の封筒を使用すること。）
 カ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書
- (2) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。

- (3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

5 合格発表

(1) 一般入学試験

平成17年2月18日（金）午前9時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成16年12月3日（金）に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

6 問い合わせ先

愛媛県立看護専門学校

電話 （0896 24 5755）

○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成16年6月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県電子入札システム構築委託業務

(2) 業務内容

愛媛県電子入札システム構築委託業務公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期限

平成17年3月25日

2 参加資格、選定項目及び評価項目

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「情報処理」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための項目

ア 1で示した業務と同種又は類似の業務の実績

イ 開発及び保守業務に係る組織体制

ウ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務、実績等の状況

(3) 技術提案書を特定するための評価項目

ア 提出者の業務経歴等

1で示した業務と同種又は類似の業務の実績並びに開発及び保守業務に係る組織体制

イ 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務、実績等の状況

ウ 業務実施方針及び手法

1で示した業務に関する理解度、実施方針の妥当性、提案の的確性、独創性及び実現性、工程計画の妥当性並びに開発及び保守業務に係る経済性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室技術情報係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 （089）941 2111 内線2649

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成16年6月8日（火）から17日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成16年6月18日（金）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、書留郵便に限る。

(4) 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成16年8月12日（木）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室技術情報係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 （089）941 2111 内線2649

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be provided:
Development of the Electronic Bidding Configuration System for Ehime Prefectural Government ,1set
- (2) Time limit to express interests:5:15 P.M .,18 June 2004
Time limit for the submission of proposals:5:15 P.M .,12 August 2004
- (3) For further inquiries relating to the proposal ,please contact:
Technical Information Section ,Engineering planning office ,Administration Division ,Civil Engineering Department ,Ehime Prefectural Government ,4 4 2 Ichibancho ,matsuyama ,Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 2649

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年6月8日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
医療機械の購入
- (2) 購入物品名及び数量
サイクロトロンシステム一式（サイクロトロン一式、周辺機器一式、取付け、調整等一式）
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成18年3月31日
- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたって円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2794
- (2) 入札書の受領期限
平成16年7月20日（火）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成16年7月20日（火）午後2時
愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出さなければならぬ。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Cyclotron System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m ., 20 July 2004
- (3) For further information ,please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime

790 8570 Japan
TEL 089 912 2794